

# E i w a N e w s

グループ法人税制（その2）

平成22年6月  
(No. 059)

平成22年度税制改正におけるグループ法人税制について、Eiwa News No.057でご紹介しましたが、今回はその具体的な取扱いをお知らせいたします。

## [1] グループ法人とは

完全支配関係（原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係）のある法人をいいます。

下図の場合、A社・B社・C社・D社がグループ法人となります。



なお、平成22年4月1日以後開始事業年度から、完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を確定申告書に添付することとなりました。

## [2] 譲渡損益調整資産の判定単位

### (1) 概要

グループ法人間で譲渡損益調整資産（譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上で一定のもの）の譲渡が行われた場合は、その譲渡により生ずる譲渡損益を繰延べることとされました。

譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上であるか否かは、次の単位により判定を行います。

〈判定単位〉

区 分	単 位
① 金銭債権	債務者ごと
② 減価償却資産	
建物	一棟ごと
機械及び装置	一台、一基又は一組ごと
その他の減価償却資産	建物、機械及び装置に準ずる
③ 土地等	一筆又は一団ごと
④ 有価証券	銘柄ごと
⑤ その他の資産	通常取引の単位ごと

### (2) 設 例

上記[1]の図で、C社がD社（C社の保有割合は10%）に譲渡損益調整資産の譲渡を行った場合でも、譲渡側C社で譲渡損益を繰延べます。

そして、譲受側D社で譲渡・償却等が行われた時に、譲渡側C社で繰延べた譲渡損益のうち一定の金額を損金の額又は益金の額に算入します。

なお、B社からC社（B、C社お互いの保有割合は0%）に譲渡損益調整資産の譲渡を行った場合なども、同様の取扱いがされます。

※ 平成22年10月1日以後に行われる譲渡が対象となります。

### [3] 寄附金

#### (1) 概要

グループ法人間での寄附は、支出側で寄附金が全額損金不算入となり、受取側で受贈益が全額益金不算入とされることとなりました。

#### (2) 設例

上記[1]の図で、C社がD社に寄附を行った場合でも、支出側C社で寄附金が全額損金不算入となり、受取側D社で受贈益が全額益金不算入とされます。

なお、B社からC社に寄附を行った場合なども、同様の取扱いがされます。

※ 平成22年10月1日以後に行われる寄附が対象となります。

(注) 個人による完全支配関係の場合には、従前の取扱いがされます。

### [4] 受取配当金

#### (1) 概要

グループ法人間で配当等の額の計算期間を通じて完全支配関係があった内国法人から受ける配当等の額は、負債利子を控除せず、その全額を益金不算入とすることができます。

#### (2) 設例

上記[1]の図で、C社がD社から配当等の支払を受けた場合でも、負債利子を控除せず、その配当等の額の全額を益金不算入とすることができます。

なお、B社がD社（B社の保有割合は90%）から配当等の支払を受けた場合なども、同様の取扱いがされます。

※ 平成22年4月1日以後開始事業年度から支払を受ける配当等が対象となります。

### [5] 中小企業向け特例制度の不適用

#### (1) 概要

資本金の額が5億円以上の法人による完全支配関係がある子会社・孫会社等については、次の中小企業向け特例制度が適用されません。

- ① 中小企業の軽減税率制度(18%)
- ② 特定同族会社の特別税率の不適用制度
- ③ 貸倒引当金の法定繰入率による限度額制度
- ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除限度額制度(年600万円に達するまで)
- ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度

#### (2) 設例

上記[1]の図で、A社の資本金の額が5億円以上の場合、B、C、D社の資本金の額がそれぞれ1億円以下であっても、B、C、D社の3社において上記の中小企業向け特例制度は適用されません。

※ 平成22年4月1日以後開始事業年度から特例制度が受けられないこととなります。

今回お知らせしましたグループ法人税制につきまして疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。